

議案第163号

和解について（建設局関係）

所有権移転登記手続請求事件及び建物収去土地明渡等請求反訴事件について、次のとおり和解をする。

第1 当事者、事件名及び事件概要

当事者及び事件名	事件概要
1 原告兼反诉被告 小林 八千代 被告兼反訴原告 大阪市 2 大阪地方裁判所 令和元年（ワ）第11103号 所有権移転登記手続請求 事件、令和2年（ワ）第 9122号建物収去土地明渡 等請求反訴事件	本市は、都島区都島北通2丁目330番1の市有地の一部（以下「本件土地1」という。）、398番及び399番の市有地（以下「本件土地2」という。）並びに401番の市有地（以下「本件土地3」という。）（以下これらを「本件各土地」という。）を下水道用地として管理し、又は道路として供用していたところ、原告兼反诉被告（以下「原告」という。）は、昭和43年以降、原告の被相続人及び原告が本件土地1及び本件土地3上に建物（以下「本件建物」という。）を所有し、本件土地1及び本件土地3を継続して占有してきており、当該占有の開始当初から本件土地1及び本件土地3は下水道用地としての形態及び機能を喪失している等として、本市に対し、時効取得を原因とする本件土地1及び本件土地3の所有権移転登記手続を求める訴えを提起した。 これに対し、本市は、本件各土地を不法に占有

して本件建物、カーポート等の工作物等(以下「本件建物等」という。)を所有する原告に対し、建物等収去土地明渡し及び損害金の支払を求める訴えを提起していたが、このたび裁判所の和解勧告を受けて和解をするものである。

第2 和解の要旨

- 1 原告は、本市が本件各土地の所有権を有することを確認する。
- 2 本市は、原告に対し、本件土地1の一部及び本件土地3を譲渡する。
- 3 原告は、本市に対し、和解金として金6,200,000円を支払う。
- 4 原告は、本市に対し、令和6年12月26日限り、本件建物等(第2項の規定により譲渡する土地上に存するものを除く。)を収去し、本件土地1(同項の規定により譲渡する部分を除く。)及び本件土地2(以下これらを「本件明渡対象地」という。)を明け渡す。
- 5 原告は、前項の義務を同項の期日までに履行しなかったときは、本市に対し、違約金として、当該期日の翌日から本件明渡対象地の明渡しを終える日まで1か月につき金60,570円の割合による金員を支払う。
- 6 本市及び原告は、本件におけるその余の請求をそれぞれ放棄する。

令和5年9月15日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

所有権移転登記手続請求事件及び建物収去土地明渡等請求反訴事件について、和解をするため、この案を提出する次第である。